

電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針（案）

2024 年 月

電力・ガス取引監視等委員会

1. 組織運用の現状について

- ・ 2024 年 2 月 26 日から同年 月 日にかけて議論を実施¹した電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における組織検証（以下「電取委組織検証」という。）においては、現行の組織運用について概ね妥当であるが、一方で、電取委における MVV（改定案）等も念頭においた上での、2024 年度～2026 年度にかけての中期方針（案）の着実な遂行に加え、今後の市場など取引監視の複雑性、専門性の高度化を見据えると、現行の組織機能では対応が困難となる局面も想定されとの評価を受けた。
- ・ こうしたことからも、電取委が、今後、組織として課された各 Mission を確実に果たしていくためにも、「組織機能の強化」は喫緊の課題事項であることから、今般の電取委組織検証における指摘内容や、諸外国における規制機関の実態調査結果などを踏まえ、「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針」を以下のとおりとりまとめる。
- ・ なお、本方針については、電力・ガス事業等を巡る状況変化が生じる場合には、その都度、状況を分析した上で、必要な見直し等を行っていくものとする。

2. 今後の機能強化に向けた対応方針（案）について

- ・ 電取委において機能強化を検討すべき具体的な事項としては、電取委組織検証における議論内容、諸外国における規制機関の実態調査結果などを踏まえると、①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）、②市場監視や料金査定等に係るシステムの DX、AI 化の推進、③適切な予算措置・執行、④組織における権能の在り方、⑤他機関との有機的な連携、⑥その他、に大きく分類される。
- ・ これら各事項における具体的な対応方針については、電取委組織検証における議論内容、諸外国における規制機関の実態調査結果なども踏まえた上で、以下のとおり定め、今後、具体的な機能強化に取り組んでいく。

¹ 第 495 回、第 502 回、第 509 回、第 513 回の電力・ガス取引監視等委員会において、電取委に係る組織検証の議論を実施。

① 組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）

- 2023 年度機構定員要求結果（総合監査室の設置、定員増）を踏まえた人員確保を進めつつ、組織として継続的な人員増強に向けた対応の実施。
- 電取委において市場監視、事業監査及び制度設計等に従事する専門人材育成に向けて、今後の監査や制度設計に係るノウハウの継承やリスクリングを目的とした新たな研修システムの設計、運用。
- 今後の業務内容を見据えて、必要となる専門性を再整理した上で、これに沿う外部の専門人材の確保（例えば、弁護士・会計士・税理士や、DX や AI などシステム関連の専門家、データサイエンティスト、アナリスト（データ、金融、エネルギー）、エコノミストなど）の戦略的な推進。
- 組織の専門性向上に合わせて、各施策において議論を行う有識者会合においても、今後推進すべき業務内容（例えば、内部統制の強化やシステム監査の推進など）に適合する形での、専門性の更なる拡張。

② 市場監視や料金査定等に係るシステムの DX、AI 化の推進

- 監視及び査定等の適切性の向上、業務負荷の軽減の観点から、現在、諸外国の規制機関に比べて整備が遅れる傾向にある電取委の市場監視や料金査定等に係る DX・AI 化を活用した各種システム構築に向けて、海外実態調査などを踏まえ、電取委における DX・AI 化推進に係る工程表などの策定に向けた検討を実施。なお、工程表の策定にあたっては、同時市場など将来的な市場環境の状況を見据えることも重要。
- 電取委における DX・AI 化推進に向けた組織体制の構築。

③ 適切な予算措置・執行

- 電取委において 2024 年度の政策関連予算として措置された「電力市場監視機能強化等事業」を活用して、電力市場及び事業者のログ情報やシステム共有の解消状況といった適切な情報管理や内部統制等の監視・分析業務について、高度化・精緻化等に向けた抜本的強化を行うため、外部委託等を通じた、高度 IT 人材等による監査、分析に係る業務等の実施。

また、小売電気事業者間の競争をより活性化するため、状況分析の精緻化や今後のカルテル対応策などに係るより高度かつ多面的な分析を行い、検討を進めべく、外部委託等を通じた、収集データの整理・分類及びデータの分析業務の実施。

- ①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）、②市場監視や料金査定等に係るシステムの DX・AI 化の推進に係る予算措置については、諸外国の規制機関の事例なども参考としつつ検討。

④ 組織における権能の在り方

- 電力・ガス事業においては、これを取り巻く事業環境が目まぐるしく変化する状況にあることから、電取委としては、引き続き、現行の権能の範囲内にて、迅速性・機動性を最大限高めつつ、業務に係る実効性を担保していくことを基本とする。

一方で、諸外国の規制機関と比較した場合、その権能に差があることは明確であり、今後の電気事業法違反事案の発生状況等に応じて、新たに追加が必要と考えられる権能（例として、業務停止命令権、犯則調査権など）については、適時検討を行うことが妥当。

⑤ 他機関との有機的な連携

- 諸外国の規制機関との連携（例えば、グローバルな視点をもつての諸外国の規制機関との更なる関係構築、積極的な MOU の締結、双方向の人材交流の活性化等）を通じての専門性の向上。なお、直近の目標としては、International Confederation of Energy Regulators(ICER) への加盟対応などに向けた動きを加速。
- 電力広域的運営推進機関や JEPX などの関係機関との人材交流等を中心とした連携を通じての専門性の向上。また、着実な業務遂行の観点から電取委と関係機関における各種業務の在り方に関する検討の実施。

⑥ その他

- 電取委として、業務を推進する上で関係する重要な関係事業者、関係機関、消費者等のステークホルダーと、相互の理解、信頼関係を高めていくための取組として、電取委の取組内容についての認知度を更に高めるための工夫（例えば、消費者庁に加え、関係団体等と連携した広報ツールの拡充や、電取委として達成した成果の発信など）や、海外への情報発信を目的とした電取委ホームページのアップデートなど、戦略的な広報対応の実施。

以上